

*消すことのできるインクを使ったボールペンで記入しないでください。

見本

離婚届

平成 年 月 日届出

兵庫県尼崎市長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号	兵庫県尼崎市長 印					
送付 平成 年 月 日						
第 号						
書類審査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	氏名	夫 あまがさき たろう 氏名 尼崎 太郎	妻 あまがさき はなこ 氏名 尼崎 花子
	生年月日	昭和 41 年 1 月 7 日	昭和 44 年 6 月 1 日
	住所	尼崎市東七松町1丁目 番地 23 番 1 号	尼崎市東園田町2丁目 45 番地 の1 番 号
	世帯主の氏名	尼崎 太郎	尼崎 花子
(2)	本籍	尼崎市東七松町1丁目 番地 23 番	尼崎市東園田町2丁目 番地 45 番 号
	父母の氏名 父母との続柄	夫の父 尼崎 市太郎 母 尼崎 恵子	妻の父 近松 榮之助 母 近松 芳子
(3)	離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4)	結婚前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 神戸市中央区下山手通5丁目10番	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 尼崎 一郎
(6)	同居の期間	平成15年4月から	平成24年4月まで
(7)	別居する前の住所	尼崎市東七松町1丁目23番1号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
(10)	届出人	夫 尼崎 太郎 (印)	妻 尼崎 花子 (印)
	事件簿番号	夫 昭和 平成	妻 昭和 平成

離婚届では住民登録はかわりませんので、住所を変更する場合は別途、転出・転入又は転居等のお届けをしてください。

◎ かならず書いてください。
連絡先(届間連絡が取れるところ)
電話()番
自宅・勤務先・携帯

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。(黒ボールペンか黒インクで正しく書いてください。)
- 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 本籍地でない役場に出すときは、全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。
- そのほかに必要なもの
 - ・調停離婚のとき → 調停調書の謄本
 - ・審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
 - ・和解離婚のとき → 和解調書の謄本
 - ・認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
 - ・判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

調停及び裁判確定の日からかぞえて10日以内に届けてください。

◎離婚届は、夫婦の本籍地、又は届出人の所在地のいずれかの役所に出してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印 甲野 義郎 (印)	乙川 孝子 (印)
生年月日 昭和 2 年 5 月 5 日	昭和 3 年 6 月 6 日
住所 1 丁目 1 番地 1 号	2 丁目 3 番地 9 号
本籍 1 丁目 1 番地 号	1 丁目 4 番地 号

→ 婚姻中の本籍を書いてください。

*成年の方であれば(届出人以外の)どなたでも証人になることができます。
*外国籍の方は本籍欄に国籍を記入してください。

→ □には、あてはまるものに☑のように印をつけてください。

→ □には、あてはまるものに☑のように印をつけてください。

婚姻により氏を改めた者は、婚姻前の氏に復します。離婚後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合、この離婚届と同時に戸籍法77条の2の届を提出する必要があります。)

→ 親権者を定めるだけでは子供の戸籍は変わりません。子供が離婚後の母(又は父)の戸籍に入籍する場合は別途入籍届等の手続が必要です。

◎ 未成年の子がいる場合は、つぎの□のあてはまるものに☑のように印をつけてください。

- (面 会 交 流)
- 取 決 め を し て い る 。
 - ま だ 決 め て い な い 。
- (養 育 費 の 分 担)
- 取 決 め を し て い る 。
 - ま だ 決 め て い な い 。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の負担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して、考えなければならないこととされています。

◎届出の際にご持参いただくもの

※ 届出人の印鑑	
※ 全部事項証明書(戸籍謄本)	
届出地に本籍がないとき	戸籍謄本 1通
届出地に本籍があるとき	必要ありません
もとの戸籍へもどるとき	もとの戸籍謄本1通

※ 窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証・パスポート等)

◎お問い合わせは

尼崎市役所 市民課戸籍担当
電話 06-6489-6410